

白石市公告第 7 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに白石市長に意見書を提出することができる。

令和 6年 2月 5日

白石市長 山 田 裕



1 都市計画の種類

仙南広域都市計画用途地域

2 都市計画を変更しようとする土地の区域

(1) 用途地域の種類を変更しようとする土地の区域

郡山字平成、同字上堰、同字下堰、同字馬場堀東、同字川久保、同字松木、同字東鍛冶屋の各一部

(2) 新たに用途地域を指定しようとする土地の区域

大平森合字森合沖、同字北中屋敷、同字中屋敷、同字下神明前の各一部

3 縦覧場所

白石市役所(建設部都市創造課)

4 縦覧期間

令和6年2月6日から令和6年2月20日まで

5 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。